

建設工事における前払の特例の恒久化について

令和7年4月4日

国の措置に準じ、平成29年度から前払金の使途拡大の措置を実施しているところですが、特例措置を恒久化することになりましたので、お知らせします。

1 特例措置の内容

前払金の使途を拡大し、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用も含めます。

【前払金の使用範囲】

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費

（注1）中間前払金を除きます。

（注2）現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 特例の恒久化に伴う契約手続き等について

（1）令和7年4月1日以降の契約

令和7年4月1日以降の契約については、全ての建設工事の契約に際し、改正後の条項を工事請負契約書約款に添付して契約します。

（2）平成29年4月1日から令和7年3月31日までの契約

平成29年4月1日から令和7年3月31日までに契約した工事のうち、令和7年4月1日以降に払出しが行われるものについて、拡大措置の適用を希望する場合は、工事担当課と協議のうえ、変更契約の手続きが必要です。

(3) 特約条項の内容

特約条項については、下記のとおりとします。

【令和7年4月1日以降の契約】

工事請負契約書の一部条項を次のとおり改める。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

【平成29年4月1日から令和7年3月31日までの契約】

改正後	改正前
<p>【特約条項】</p> <p>約款第37条に、次のただし書きを加える。</p> <p>ただし、平成29年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和7年4月1日以降</u>に払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>	<p>【特約条項】</p> <p>約款第37条に、次のただし書きを加える。</p> <p>ただし、平成29年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和7年3月31日までに</u>払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p>